

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年3月23日

照会部署名 高知東年金事務所厚生年金適用調査課

照会担当者 (一般職) 中町 高久

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 藤田

(案件)

(受付番号) No. 2010-423	新規適用届⑯欄『社会保険労務士コード』の入力について
------------------------	----------------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

<【厚生年金保険・健康保険】適用業務処理マニュアル (I-1-11) >

○新規適用届⑯欄『社会保険労務士コード』の入力について

下記の①・②についてご教示願いたい。

記

- ①業務処理マニュアルには、社会保険労務士の提出代行印が押印されている場合、新規適用後も受託事業所と確認した場合に『社会保険労務士コード』に記入する。となっています。新規適用時より受託事業所と確認できれば⑯欄に記入するだけで、事業所関係変更届(104)の提出は必要ないと考えますが、その認識で間違いないでしょうか？
- ②平成17年4月26日付庁保険発第0426001号に基づき、新規適用届受理時等に【別添1・別添2】の提出をもとめています。マニュアルに記載がないのは、平成17年4月26日付庁保険発第0426001号の通知は廃止となったのでしょうか？今後の取り扱いについて明確に示していただきたい。

(回答)

①については、貴見のとおり。

②については、平成17年4月26日付庁保険発第0426001号の通知は廃止されていないが、これまでの各都道府県の経緯等もあり、当該通知の「3」及び平成22年5月20日付け指示・依頼(企指2010-42、品管指2010-23、厚年指2010-174)にて示したところであにおいては、都道府県社会保険労務士会と協議することとされており、この結果を踏まえ対応されたい。

回答日 平成22年8月6日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (役職名) 渕 康幸

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 山上

(軽微なものについてはグループ長)